

社会福祉法人 奉優会
指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム
併設短期入所生活介護/介護予防短期入所生活介護事業文京千駄木の郷

運 営 規 程

第1章 施設の目的及び運営方針

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人奉優会が開設する指定介護老人福祉施設特別養護老人ホーム文京千駄木の郷（以下「施設」という）及びホームに併設される短期入所生活介護事業文京千駄木の郷（以下「短期入所生活介護事業所」という。）及び介護予防短期入所生活介護事業文京千駄木の郷（以下「介護予防短期入所生活介護事業所」という。）の運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念と介護保険法に基づき、又、「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」、「東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」、および「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」の遵守を通じて、利用者の生活の安定及び生活の充実並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 施設は、居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室ごとにおいて【施設サービス計画】に基づき、利用者の居宅における生活への復帰を念頭におき、在宅生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各フロアにおいて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、栄養管理、健康管理及び療養上の支援を行なうことにより、利用者が相互に社会的関係を築きながら利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とする。

- 2 短期入所生活介護事業所は、利用者の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを旨とする。
- 3 介護予防短期入所生活介護事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能回復を図り、生活機能の維持又は向上を旨とする。
- 4 施設及び短期入所生活介護事業所並びに介護予防短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）は、地域や家庭との結びつきを重視しながら関係する区市町村や介護保険サービス提供者等と密接な連携を図るものとする。

第2章 施設の名称等

(名称、所在地)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、以下の通りとする。

- (1) 名称 指定介護老人福祉施設特別養護老人ホーム 文京千駄木の郷
(介護予防)短期入所生活介護事業 文京千駄木の郷
- (2) 所在地 東京都文京区千駄木五丁目19番2号
- (3) 電話番号 特別養護老人ホーム/(予防)短期入所生活介護 03-3827-5420

第3章 職員の職種、人員数及び職務内容

(職員)

第4条 施設は、介護保険法に基づく「指定介護老人福祉施設の人員に関する基準」及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等に示された所定の職員配置基準を満たした上で、下記のように配置するものとする。ただし、介護保険法に基づき兼務することができるものとする。

- (1) 施設長 1名(管理者兼務)
- (2) 医師 1名以上(非常勤)
- (3) 介護支援専門員 2名以上
- (4) 生活相談員 常勤換算で2名以上
- (5) 介護職員 常勤換算で36名以上
- (6) 看護職員 常勤換算で3名以上
- (7) 管理栄養士 1名以上
- (8) 機能訓練指導員 1名以上(兼務可)

2 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(職務)

第5条 職員は、施設の設置目的を達成するため必要な職務を行う。詳細は、別紙職務分担表によることとする。

- (1) 施設長は、施設の業務を統括すると共に福祉は介護のみでは完結しないことを踏まえて、老人福祉法・介護保険法の理念と社会福祉法人としての役割を職員に伝え指導する。施設長に事故があるときは、あらかじめ施設長が定めた職員が施設長の職務を代行する。
- (2) 施設長は、短期入所生活介護事業所及び介護予防短期入所生活介護事業所の業務を統括する。
- (3) 医師は、利用者及び職員の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
- (4) 介護支援専門員は、居宅生活への復帰を念頭に置きながら【施設サービス計画書】を作成、実施状況を把握、必要があれば計画を変更して利用者の満足度を確保する。
- (5) 生活相談員は、利用者の生活相談、面接、身上調査並びに利用者処遇の企画及び実施に関することに従事する。又、常に介護支援専門員との連携を図りサービス計画につなげる。

- (6) 介護職員は、利用者の日常生活の介護、援助に従事する。
- (7) 看護職員は、利用者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理に従事する。また、医師の指示を受け、看取り介護に係る体制整備を図る。
- (8) 管理栄養士（又は栄養士）は、献立作成、栄養管理・栄養ケアマネジメント、経口摂取への移行、療養食の提供、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導等の食事業務全般並びに栄養指導に従事する。
- (9) 機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- (10) 調理員は、給食業務に従事する。
- (11) 事務員は、庶務及び会計業務に従事する。
- (12) 職員は、ボランティア等のインフォーマルサービス提供者との連携も常に考慮しなければならない。

2 職員は、別に定める「介護マニュアル」「食事援助マニュアル」「感染症対策マニュアル」「事故防止対策マニュアル」等を遵守することとする。

第4章 利用定員

(定員)

第6条 文京千駄木の郷の入所定員は、105名とする。

- 2 短期入所生活介護事業所及び介護予防短期入所生活介護事業所文京千駄木の郷（以下「事業所という。」）の利用定員は併設型6名、空床利用型8名とする。
- 3 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させることはない。

第5章 利用者に対するサービス内容及び利用料その他の費用額

(施設サービス計画の作成と開示)

第7条 介護支援専門員は、サービス内容等を記載した【施設サービス計画書等】の原案を作成し、利用者に対して面接の上説明し文書により合意を得るものとする。

- 2 事業所は、おおむね4日以上にわたり継続して入所することが予想される利用者については、サービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画又は介護予防短期入所生活介護計画（以下「短期入所生活介護計画等」という。）を作成し、利用者又はその家族に対して説明のうえ、同意を得るものとする。
- 3 短期入所生活介護計画等の作成に当たって、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。
- 4 上記に基づくサービス提供記録は、希望に応じて9時から17時の間に、施設内にて閲覧できるものとする。
- 5 上記の記録は、当該利用者の契約終了後2年間保存しなければならない。

(サービスの提供)

第8条 施設及び事業所は、サービスの提供にあたって、利用者又はその家族に対して、【施設サービス計画書又は短期入所生活介護計画等】に基づき処遇上必要な事項について

て、理解しやすいように面談の上、説明を行わなければならない。又、【施設サービス計画書又は短期入所生活介護計画等】を基本としてサービスを提供するものとする。

(サービス提供の記録と連携)

第9条 施設及び事業所は、【施設サービス計画書又は短期入所生活介護計画等】に則って行ったサービス提供の状況やその折の利用者の反応及び家族の状態を必ず記録し、必要部署と連携をするものとする。

2 施設及び事業所は、上記のサービスの提供に関する記録を整備し、当該利用者の契約終了日から2年間保存しなければならない。

(居室)

第10条 施設及び事業所が提供する居室は、【重要事項説明書】に記載するとおりとする。その際、選択する階及び居室は、利用者の希望及び居室の空室状況等により、施設及び事業所側が利用者に対して居室の状況、利用料等を文書により説明するものとする。

2 利用者が居住するフロアは2階から4階の、3フロアとする。

(共同生活室)

第11条 共同生活室は、いずれかのフロアに属するものとし、フロアの利用者が交流し共同生活を営めるよう必要な設備・構造となっている。

(入浴)

第12条 1週間に2回以上、入浴または清拭を行う。なお、利用者に傷病や伝染性疾患の疑いがあるなど、医師により入浴が適当でないと判断する場合には、これを行わないことができる。

(排泄)

第13条 利用者の心身の状況に応じて、また個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により、又は排泄の自立について、必要な援助を行うものとする。

2 おむつを使用しなければならない利用者のおむつを適宜取り替えるものとする。

(離床・着替え・整容等)

第14条 離床、着替え、整容等の介護を適宜行うものとする。但し、強度の拘縮や骨折等の既往から、着替えをする事が利用者の身体的・精神的苦痛を伴う場合は、行わないものとする。その場合、ご家族へ説明を行うものとする。

(食事の提供)

第15条 食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとする。

2 食事の時間は、次の通りとする。

(1) 朝食 午前7時00分～午前9時00分

- (2) 昼食 午後0時00分～午後2時00分
- (3) 夕食 午後5時00分～午後7時00分
- 3 あらかじめ連絡があった場合は、衛生上又は管理上許容可能な一定時間（2時間以内）、食事の取り置きをすることができる。
- 4 予め欠食する旨の連絡があった場合には、食事を提供しなくてもよいものとする。
- 5 栄養士があらかじめ献立し提供する食事以外で、利用者が個別に希望する場合や外部で調理した料理等で、取り寄せることを希望する場合、予め施設に相談するものとする。この場合の料金については全額自己負担とする。
- 6 医師の処方箋による療養食は、【別紙】に定める料金で提供するものとする。
- 7 「特別な食事」として、通常の食事にかかる費用を超えるような高価な材料を使用し特別な調理を行う献立については、別料金にて提供する。

(送迎)

- 第16条 事業所の利用者の入所及び退所時には、利用者の希望、状態により自宅まで送迎を行う。
- 2 送迎を行う通常の実施地域は、原則として東京都文京区内とする。

(相談、援助)

- 第17条 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。
- 2 施設及び事業所は、要介護認定を受けていない利用希望者について要介護認定の申請が既に行われているか確認し、必要な援助を行うものとする。
 - 3 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(機能訓練)

- 第18条 利用者の心身の状況等に応じて、利用者および家族との合意に基づき日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行うことができる。

(社会生活上の適宜の供与等)

- 第19条 趣味、教養、娯楽設備等を整え、利用者が自ら希望・選択する自律的な生活を送れるよう支援するものとする。

1 日当たりの主な日課及び年間行事は以下の通りとする。

(1) 1日当たりの主な日課

午前6時ごろ	—利用者なりの起床
8時～10時	—朝食時間
9時	—ご希望により入浴／リハビリ／クラブ活動その他
午後0時～2時	—昼食時間
2時	—ご希望により入浴／クラブ活動／リハビリ／外出

3時	 —おやつ —夕食時間 —利用者なりの自由時間、就寝
5時～7時	
9時	

(2) 年間行事計画

4月	花見、4月誕生会
5月	菖蒲湯、母の日交流、5月誕生会
6月	父の日交流、6月誕生会
7月	七夕、7月誕生会
8月	夏祭り、8月誕生会
9月	敬老のつどい、9月誕生会
10月	寿司の日、ハロウィン、10月誕生会
11月	インフルエンザ予防接種、11月誕生会
12月	クリスマス会、柚子湯、12月誕生会
1月	元旦式典、鏡開き、1月誕生会
2月	節分、バレンタインデー、2月誕生会
3月	ひな祭り、3月誕生会

2 利用者が日常生活を営むに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用原則ご家族が行う事とするが、申し出及び同意に基づき、施設が代わって行うことができる。

3 利用者の希望により、要介護認定の更新や、再認定の代行業務は原則担当の介護支援専門員が行う。

(介護)

第20条 上記の他に離床、洗面、移乗、移動、外出、更衣、就寝等の介護を、個々の利用者の状態に合わせ、【施設サービス計画書又は短期入所生活介護計画】にそって提供するものとする。

(リネン交換)

第21条 毎週1回、居室のリネン交換を行うこととする。その他、汚れた時に随時交換を行う。また、利用者のご希望や身体の状態に合わせて、医務室やリハビリとの連携の上、適切なベッドマットへの交換を、リネン交換日に合わせて行うこととする。

(理美容室サービス)

第22条 理美容師の来設日に、利用者のご希望に合わせて【別紙】に定める料金にて提供することとする。

(健康保持)

第23条 医師又は看護職員は、常に利用者の健康状況に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとり、必要に応じてその記録を保存するものとする。

(栄養管理)

第 24 条 個々の利用者の栄養状態に着目した栄養管理・栄養ケアマネジメントを医師、管理栄養士（又は栄養士）、看護職員、介護職員等の多職種協働により行なうものとする。

2 利用者全員に栄養ケアマネジメントを行い、必要者には経口摂取に移行するための栄養管理や療養食の提供を行なうものとする。

(金銭等管理代行)

第 25 条 預り金等は、原則、利用者（または家族）管理とする。

(入院期間中の対応)

第 26 条 利用者に入院の必要が生じた場合であって、医師の診断により明らかに 3 か月以内に退院できる見込みがない場合、または入院後 3 か月内でも医師の診断により退院できないことが明らかになった場合、3 か月以上の入院を要す場合は、退所の案内をおこなうが、利用者の希望等を勘案し、必要に応じて次の受け入れ先に関し医師やご家族と協議をし、適切な便宜を供与することとする。

(入院ベッドの活用)

第 27 条 入院中の空きベッドは、介護保険法により空きベッドを、事業所のベッドとして他者が使用できるものとする。

2 入院中の居室について、事業所による他者への使用を希望しない場合は、別紙料金に定める居室費用を徴収出来るものとする。この場合の居室費用に、補足給付（限度額認定証）は適応されないものとする。

(緊急時の対応)

第 28 条 身体の状態の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は昼夜を問わず 24 時間ナースコール等で職員の対応を求めることができる。

2 職員はナースコール等で利用者から緊急の対応要請があった時は、速やかに適切な対応を行うものとする。対応方法は下記の通りとする。

(1) 日中の看護職員配置時間は配置看護職員に、その他の時間帯は電話にて当番施設看護職員に連絡し、看護職員が必要と判断した場合、配置医師に連絡する。

(2) 医師または看護職員からの指示事項は記録に残し、注意事項や病状等について関係職員に情報共有する。

(3) 協力体制については 24 時間の支援体制をとり、やむをえずその体制が取れない場合は協力医療機関と連携を行い、支援体制を構築するものとする。

3 利用者が、予め緊急連絡先を契約時に届けている場合は、医療機関への連絡と共に、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行い、救急車対応を行うものとする。

(利用料)

第 29 条 施設の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、施設サービスにかかる費用として【別紙】記載の利用料の 1 割から 3 割相当分と居室及び食事代、利用者の選択によりかかるサービスの利用料の合計額とする。

なお、法定費用の額の変更に関しては、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準に基づくものとし、所定費用の額の変更に関しては、重要事項説明書のとおり予め利用者に対し説明を行い利用者の同意を得るものとする。

- 2 事業所の利用料の額は介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、居宅サービスに係る費用として【別紙】記載の利用料の 1 割から 3 割相当分と滞在費、食費、日常生活等に要する費用及び通常の実施地域を超える送迎費の合計額とする。
- 3 理美容代及び本人負担が適当と認められる日常生活費の額は、厚生労働省通知で定める基準（「日常生活費の考え方」）によるものとし、利用者本人の希望により購入する身の回り品およびクラブ活動等に参加する費用とする。
- 4 利用料金及び利用者の選定に基づく特別な室料、特別な食費等追加的費用は、【別紙】記載の利用料とする。
- 5 特例施設介護サービス費、特例居宅介護サービス費、特定入所者介護サービス費、特定入所者支援サービス費、特例特定入所者支援サービス費、特例特定居宅支援サービス費、高額介護サービス費及び高額居宅支援サービス費を受給する場合や生活保護を受給する場合等、別途法令に定めがある場合はそれぞれの法令によるものとする。
- 6 利用料は暦月によって、月額利用料を毎月支払うものとし、利用開始又は利用終了に伴って 1 か月に満たない期間を利用した場合等は、日割り計算によって計算するものとする。
- 7 施設の利用者は、月額利用料を翌月 27 日頃、施設に自動口座振替で支払うものとする。金融機関が休日の場合は、翌営業日となる。

第 6 章 施設利用にあたっての留意事項及び職員の義務 (自己選択の生活と共同生活への尊重)

第 30 条 利用者は、自らの希望と選択に基づき自らの生活を送ることを原則とするが、共同生活であることをも深く認識し、施設の秩序を保ち相互の親睦に努めるものとする。

(外出及び外泊)

第 31 条 利用者は、外出（短時間のものは除く）または外泊しようとする時は、その前日までに、その都度、外出・外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時等を施設長に外出願を届出し、施設長の認めた範囲で外出できるものとする。

(面 会)

第 32 条 利用者が外来者と面会しようとする時は、台帳にその氏名を記録するものとする。施設長は特に必要があるときは面会の場所や時間を指定することができるものとする。面会時に持参した物品、食品、薬等は、必ず職員に伝えるものとする。

- 2 感染症及び感染まん延等、やむを得ない事由がある場合は、施設長の判断により、面会を制限する事ができるものとする。

(健康留意)

第 33 条 利用者は、努めて健康に留意するものとする。ホームで行う健康診断は特別の理由がない限り、これを受診し、予防接種も受けるものとする。

(衛生保持)

第 34 条 利用者は施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛け、又、施設に協力するものとする。

- 2 入居にあたって、感染症、害虫の館内持込防止等環境衛生保持のため、衣類・家具等持込品については、事前に指定業者による殺虫・消毒処理を受けなければならない。
- 3 施設長、医師、看護師、その他の職員及び衛生管理者は、次の各号の実施に努めなければならない。
 - (1) 衛生知識の普及、伝達
 - (2) 原則年 2 回の全館防虫防鼠消毒及び年 1 回の大掃除
 - (3) その他必要なこと

(感染症対策)

第 35 条 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、対策委員会にて随時見直すこと。
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会をおおむね 3 月に 1 回開催する。
- (3) その他関係通知の遵守、徹底

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 36 条 安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために事故発生の指針を定め、事故を防止するための体制を整備する。

- 2 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。
- 3 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 4 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(施設内の禁止行為)

第 37 条 利用者及び職員は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。

- (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の権利・自由を侵害したり、他人を誹謗、中傷、排撃したりすること。
- (3) 施設内で火気を用いること。
- (4) 健康増進法の精神に則り、所定場所以外での喫煙をすること。
- (5) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (6) 故意又は無断で、ホームもしくは備品に損害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。

(事業所の入退所)

第 38 条 施設及び事業所の利用者は、あらかじめ定めた日時に入所し、利用期間が満了したときは速やかに退所するものとする。

2 入所及び退所の時間は、原則として次の各号に掲げるものとする。

(1) 午前 9 時から午後 5 時までの間

但し、他利用者との公平性を鑑み、当該利用者及びそのご家族等と相談の上決定する。

3 利用者は、利用期間中に利用の中止又は利用期間等を変更する必要があるときは、直ちに管理者へ届け出るものとする。

(秘密の保持)

第 39 条 施設は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する警察や検察等捜査機関からの命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿します。

2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。又、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

第 7 章 非常災害対策

(災害、非常時への対応)

第 40 条 施設は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

2 施設は、業務継続計画（BCP）を整備し、年 2 回以上の災害研修及び避難訓練を実施する。

3 消防法令に基づき、非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防計画等の防災計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として少なくとも年 2 回は実施する。そのうち年 1 回以上は夜間訓練又は夜間を想定した訓練とし、さらに昼間の災害を想定した訓練を実施するものとする。

4 利用者は健康上又は防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切な方法で、職員に事態の発生を知らせるものとする。

- 5 施設の火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって、自動的に消防署に通報される装置となっている。また、居室の全てにスプリンクラー装置が設置されている。
- 6 備蓄食料品は、東京都の指導により最低3日間以上とする。

第8章 その他の運営についての重要事項

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第41条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 高齢者虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
 - (2) 高齢者虐待の防止及び再発防止のため、指針を整備し、虐待防止委員会を開催するとともに、年2回以上の研修及び入職時研修を実施する。
 - (3) 委員会内容を職員に周知した記録を保存する。
 - (4) 成年後見制度の利用支援
 - (5) 虐待または、その行為に値する疑わしき事案を発見した職員は、速やかに文京区に報告し、事実関係を確認する
- 2 職員は、利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待を行ってはならない。
- (1) 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為。
 - (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為
 - (3) 廊下に出したり、部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
 - (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
 - (5) 食事を与えないこと。
 - (6) 利用者の健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
 - (7) 乱暴な言葉使いや利用者をはげなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
 - (8) ホームを退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
 - (9) 性的な嫌がらせをすること。
 - (10) 当該利用者を無視すること。

(身体的拘束等)

第42条 施設は、利用者の身体的拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、家族に利用者の身体的拘束に伴う説明を行う事とし、その条件と期間内にて身体的拘束等を行うことができる。その他、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束等適正化のための指針を策定し、対策委員会にて随時見直すこと。
- (2) 身体拘束等適正化のための対策委員会を3月に1回開催する。
- (3) 担当者は施設長とする。
- (4) その他関係通知の遵守、徹底
- (5) 介護従業者その他の従業者に対して、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施すること。

(褥瘡対策等)

第 43 条 施設は、利用者に対し、良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(利用資格)

第 44 条 施設の利用資格は、要介護認定にて原則として要介護 3 以上（介護予防短期入所生活介護事業所利用の場合は要支援）と認定され、本施設の利用を希望する方であって、入院治療を必要とせず、利用料の負担ができる利用者及びその他法令により入所できる利用者とする。

2 厚生労働省制定の緊急度判定基準において対象者と認定され、施設の入居判定委員会にて入居と判断された者で、居室の状況に適応する方より入居する。

(内容及び手続きの説明及び同意、契約)

第 45 条 利用にあたっては、あらかじめ、入所申込者及びその家族に対し、運営規程、重要事項説明書、契約書及び契約書別紙を交付して説明を行い、入所申込者との合意の上、契約書を締結するものとする。

(施設・設備)

第 46 条 施設・設備の利用時間や生活ルール等は、施設長が利用者と協議の上決定するものとする。

2 利用者は、定められた場所以外に私物を置いたり、占用してはならないものとする。

3 施設・設備等の維持管理は職員が行うものとする。

(看取り介護)

第 47 条 施設は、看取りに関する指針を定め、入所の際に、利用者等に指針の内容を説明し、同意を得るものとする。

2 指針に基づき、看取りに関する職員研修を行うものとする。

3 看取りのための個室を確保するものとする。

(葬儀等)

第 48 条 死亡した利用者に葬儀を行う方がいない時及び遺留金品がある場合は、施設長は、老人福祉法第 11 条 2 項の規定を準用し、関係区市町村と協議して葬儀及び所要の引渡し等を行うものとする。

(苦情対応)

第 49 条 利用者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合施設は、速やかに事実関係を調査し、その結果改善の必要性の有無並びに改善方法について、利用者またはその家族に報告するものとする。

(介護サービス情報の公表)

第 50 条 社会福祉法第 24 条等及び介護保険法に則り、都民が社会福祉法人奉優会 特別養護老人ホーム文京千駄木の郷が提供するサービスを安心して利用できるよう理解と信頼を促進するため、介護サービス情報の公表を法人・施設のホームページ等において行うものとする。

第 9 章 雑則

(委 任)

第 51 条 この規程の施行上必要な窓口については、施設長が別に定める。

附則

(施 行)

この規程は 2026 年 4 月 1 日から施行する。